

- ○「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」の被害防止に AI(= 人口知能)を活用した取組をはじめます
- ○訪問購入のトラブルにご注 章!
- ○霊感商法や開運商法にご注 意ください!
- ○長野県からのお知らせ

電話でお金詐欺(特殊詐欺)が**長野県内で多発しています!**

令和4年10月末の「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」 被害状況(暫定値)

- ◆ 認知件数 157件(前年比+33件)
- ♦ 被害額 4億4,565万円(前年比+2億1,593万円)

(被害額1万円未満切り捨て)

被害件数、被害額ともに昨年1年間を超えています!

詐欺に遭わないために、留守番電話等の電話対策をしましょう!

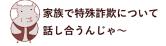












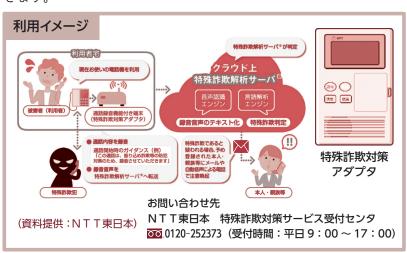
長野県 警察本部 HP より

「電話でお金詐欺(特殊詐欺)」の被害防止に AI(=人口知能)を活用した取組をはじめます

長野県は、NTT東日本長野支店、信州大学社会基盤研究所、長野県警察と連携し、NTT東日本の特殊詐欺対策サービスを活用して電話でお金詐欺(特殊詐欺)の被害撲滅を目指します。

現在お使いの固定電話機に通話録音機能付き端末(特殊詐欺対策アダプタ)を設置し、同アダプタで録音された通話内容を、特殊詐欺解析AIが解析します。

詐欺の疑いのある電話の場合には、あらかじめ登録したご家族などに、メールや電話で注意喚起され、詐欺の危険性を察知することができます。



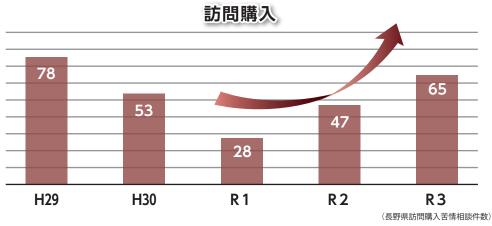
今後は、信州大学社会基盤研究所による AI の機能改善研究により、AI の精度向上を目指すほか、利用者から同意を得た場合には、連絡先に県警を加えて、警察官による安全確認が行われる仕組みを構築していきます。



~訪問購入のトラブルにご注意!~

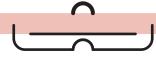






長野県では令和に入って、訪問購入トラブルが増えています。

相談 事例 ある日「不用品があれば買い取る」と電話がかかってきた。自宅に使わなくなった食器があったので来訪を承諾した。電話を切ってから、急に不安になり断りたかったが事業者名しか分からない。断り方を教えてほしい。



~訪問購入~トラブル未然・防止のポイント!!

☑ いきなり訪問してきた購入業者は対応しない

突然訪問して勧誘することは禁止されています。 玄関を開けずにきっぱりと断りましょう。

☑ 事前に買い取りを承諾した物品以外売らない

消費者が勧誘を受入れた物品以外の物品について勧誘をすることは禁止されています。

物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ 等について記載された書面の交付を求めてください。

☑ 売却後、8日間は物品を引き渡さない

消費者はクーリング・オフ期間中の(法律で定められた書面交付から8日間以内)物品の引渡しを拒むことができます。

✔ むやみに貴金属を見せない、触らせない

(参照:独立行政法人国民生活センター)

霊感商法や開運商法にご注意ください!

? 霊感商法・ 開運商法 とは

人の不幸や不安につけ込み、高額な壺や数 珠などを買わせるほか、高額な祈とう料や お布施名目の金品を要求されるものです。



「霊感商法や開運商法」に関する消費生活相談の事例

知り合いの占い師に姓名判断をしてもらったら字画が良くないと言われた。 占い師からは、先祖に供養されていない人がいる、毎日先祖供養し、印鑑 を押しながら心の中で願うように言われ、印鑑を30万円程度で購入した。 また、家族の幸せのために追加で印鑑を作った。毎月料金を支払うことで 幸せになると言われたが、支払いをやめたい。

消費者庁資料「霊感商法(開運商法)に関する消費生活相談の事例」より

上記のような、いわゆる霊感商法等により不当な勧誘があった場合には、契約の取り消しが可能な場合があります。印鑑や壺、掛け軸などを購入してしまった場合でも購入の形態や状況によってはクーリング・オフが可能です。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。問題の解決に向けた助言を行います。

消費生活センターからのアドバイス

- 多くの人は何らかの不安や悩みを抱えています。人の弱みに付け込んで高額な祈とうや商品等の購入を勧誘する事業者に注意しましょう。
- 不安をあおられたり不幸になるなどと脅かされ たりしてもきっぱり断りましょう。
- 契約トラブル等で困った際は、最寄りの消費生 活センターにご相談ください。
- 勧誘時に恐怖を覚えるような勧誘を受けた場合 は、警察にも情報提供してください。



(消費者庁イラスト集より)



詳しくは、長野県生活情報ホームページをご覧ください 「霊感商法関連情報はこちら」に随時新しい情報を載せています。



長野県からのお知らせ。



若者被害特別相談「若者トラブル188番」が実施されます (関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止共同キャンペーン)

副業や暗号資産(仮想通貨)のトラブルが10~20歳代の若者にもみられます。

県消費生活センターでは、若者の悪質商法や特殊詐欺被害の未然防止、早期発見を目的とした「関東甲信越ブロック若者 悪質被害防止共同キャンペーン」の一環として、若者被害特別相談を実施します。

下記の4か所の県消費生活センターへ、電話等によりお気軽にご相談ください。

若者被害特別相談

(日時) 令和5年1月18日(水)、19日(木) 8:30~17:00

~消費生活に関する出前講座をおこなっています!~ 学校へ、地域の集まりへ、そして皆さんの職場へ、県職員が直接伺います。

- > 交通安全と交通事故防止(交通事故の防止対策、自転車のルール等)
- ▶ 訓練型特殊詐欺対応講座(特殊詐欺の手□、被害防止対策等)
- ▶ 消費生活講座 (悪質商法の手口とその対処方法等)
- ▶ はじめませんか、エシカル消費?(エシカル消費を学び身近な取組みにつなげる)
- ➤ エシカル消費を買い物で学ぶ(小中学校対象の出張授業)

(消費者庁イラスト集より)

詳しくは、長野県公式 HP(長野県政出前講座)をご覧ください。 https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/demaekouza.html

消費者トラブルで お困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

北信消費生活センター ☎026-217-0009

中信消費生活センター ☎ 0263-40-3660

南信消費生活センター ☎ 0265-24-8058

東信消費生活センター ☎0268-27-8517

長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 2 階

松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4 階

飯田市追手町 2-641-47 飯田市美術博物館隣

上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6 階



長野県消費者 害防止啓発キャラクター

消費者ホットライン188(局番なし)でもご相談いただけます

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通の番号へ電話してください。 相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

編集・発行 (今和4年12月発行)

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎2階 TEL 026-232-0111 (代表) E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会 (事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。





はインターネットでも御覧いただけます。 長野県消費生活情報サイト https://www.nagano-shohi.net/







【長野県は「SDGs 未来都市」です】